

令和5年度 可児市『家庭の日』啓発図画・ポスターの募集要項

1 趣 旨

青少年の健全育成には、明るい家庭づくりが不可欠です。

県は、昭和42年に条例で毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、これまでその普及・実践に努めてきましたが、今後も、それぞれの家庭や地域の実情を踏まえて、明るく豊かな家庭づくりが実践できるよう啓発に努めています。

可児市は、この取組に呼応して、市内の小・中学生から「家庭の日」に関する図画又はポスターを募集します。

2 主 催 可児市青少年育成市民会議

3 後 援 可児市教育委員会

4 テ ー マ 「家庭の日」

テーマ (詳細)	家庭の日に家族そろって地域の行事などに参加している姿や、明るく温かい家庭生活や家族関係などが描かれ、『明るく豊かな家庭づくり』の啓発にふさわしい図画やポスターとします。
例	○ 「家庭の日」に親子で過ごした思い出や、こんな過ごし方をしたいという想像や希望を描いたもの。 ○ 家族で地域の行事やボランティア活動に参加した様子を描いたもの。 ○ 明るく温かい家庭を思い浮かべて描いたもの。

5 応募資格

可児市内の小学校、中学校に在籍する児童・生徒

6 応募区分

○図画(文字なし)募集…小学生 ○ポスター(文字あり)募集…中学生

7 応募方法

- (1) 本人の作品で未発表作品であるもの(一人1点)。
- (2) 四つ切り画用紙を使う。絵の具、クレヨンなど描画材料は自由。
- (3) 作品の裏面右下に、規定のラベル(別紙様式)を貼り、地域、名簿No.、学年、氏名を記入する。

8 作品の締切日と送付先

- (1) 各学校は、「『家庭の日』啓発図画・ポスター出品者名簿」【様式1】を作成する。
- (2) 各学校は、9月1日(金)までに、市役所地域協働課地域支援係担当に、ラベルを貼った作品と名簿を提出する。

9 審 査 可児市が委嘱する審査員により審査する。

- 10 賞
- (1) 入選作品の決定と県出品の作品を決定し、県へ提出する。
 - (2) 入選の入賞者には、賞状を授与する。
 - (3) 出品者全てに参加賞を授与する。

11 その他

- (1) 入賞作品を「家庭の日」啓発図画・ポスター、「わが家の宝物」作文・標語展で掲示した後、応募作品は返却します。(令和6年2月頃になります)
- (2) 学校名、学年及び氏名等の個人情報については、選定・表彰、主催者の広報事業(記者発表等)に関わる事項以外には使用しません。

※問い合わせ先 市民文化部 地域協働課 地域支援係(担当 柴田)
電話 0574-62-1111(内線2116)